

○ 10.21労働災害防止対策「緊急要請」会場の状況



○ 労働災害防止対策緊急要請書の交付状況



佐労発基第 1 1 5 0 号

平成 2 5 年 1 0 月 2 1 日

別添の 1 8 団体の長 あて

佐賀労働局長

労働災害防止対策の徹底について（緊急要請）

本年度は第 1 2 次労働災害防止計画の初年度であり、佐賀労働局では、休業 4 日以上の死傷者数を前年の 1, 0 2 0 人から 5 0 人下回る 9 7 0 人以下に減少することを大きな目標として、労働災害防止対策に取り組んで参りましたが、本年 9 月末現在の休業 4 日以上の死傷者数（速報値）は、全産業で 7 5 2 人と前年同期に比べ 8 8 人、率にして 1 3 . 3 % 増加し、死亡者数も 9 月末現在で 4 人と、前年同期と比べ 1 人増加するといった大変憂慮すべき事態に陥っております。

今後、年末の業務繁忙期を迎え、死傷災害の増加が危惧されるところであり、労働災害の増加に歯止めをかけ減少に転じさせるため、佐賀労働局では事業場に対する指導、事業者団体等への要請、労働災害防止の周知徹底等の緊急対策を実施しているところです。

つきましては、このような状況をご理解いただき、貴団体におかれましても、労働災害防止対策の一層の推進を図るよう、傘下の事業者等に対する周知啓発、安全衛生自主点検に係る指導等の実施を要請いたします。

10／21 労働災害防止対策緊急要請団体名簿

№	機 関 名
1	佐賀県中小企業団体中央会
2	一般社団法人 佐賀県労働基準協会
3	建設業労働災害防止協会 佐賀県支部
4	陸上貨物運送事業労働災害防止協会 佐賀県支部
5	林業・木材製造業労働災害防止協会 佐賀県支部
6	佐賀県石材工業協同組合
7	一般社団法人 日本ボイラ協会 佐賀支部
8	佐賀県建設労働組合連合会
9	佐賀県鳶土工工事業連合会
10	公益社団法人 建設荷役車両安全技術協会 佐賀県支部
11	労働者健康福祉機構 佐賀産業保健推進連絡事務所
12	一般社団法人 佐賀県ビルメンテナンス協会
13	佐賀県社会福祉協議会
14	一般社団法人 佐賀県警備業協会
15	佐賀県商工会議所連合会
16	佐賀県商工会連合会
17	佐賀県電気工事業工業組合

※ 佐賀県経営者協会は10／22に要請予定。

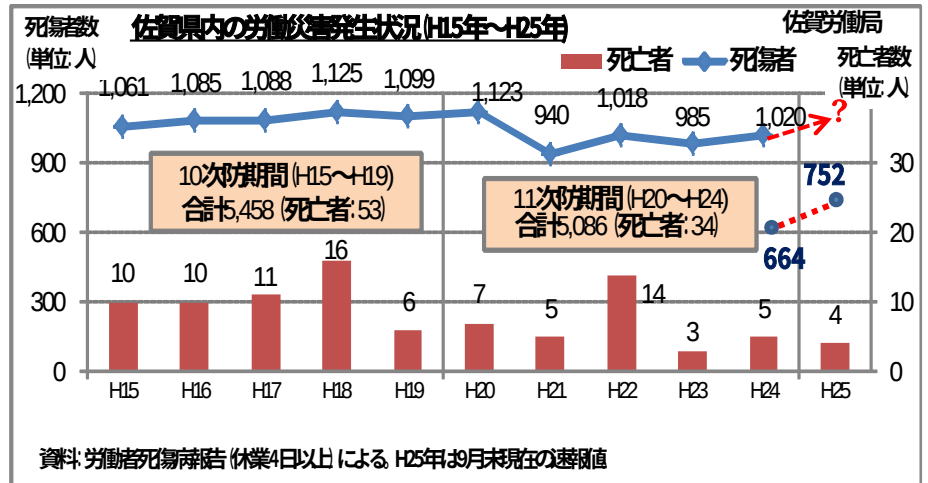
平成 25 年の労働災害発生状況の傾向を踏まえた対策

H25.10 佐賀労働局

1 佐賀県内における労働災害発生状況（平成 15 年～平成 25 年）

ここ数年は 1,000 人前後で推移していたが、平成 25 年に入り、労働災害が急増し 1,100 人を超えるおそれの事態。

平成 25 年 9 月末現在の速報値で、休業 4 日以上之死傷者数が 752 人と、前年同期比で 88 人増加、率にして 13.3%増加し、この増加率は全国ワースト 1。



2 主な業種等の災害動向（平成 24 年と平成 25 年の 9 月末速報値の同期比）

製造業：被災者数は横ばいであるが、全体の約 1/4 を占め、死亡者数も 2 人と最も多い。

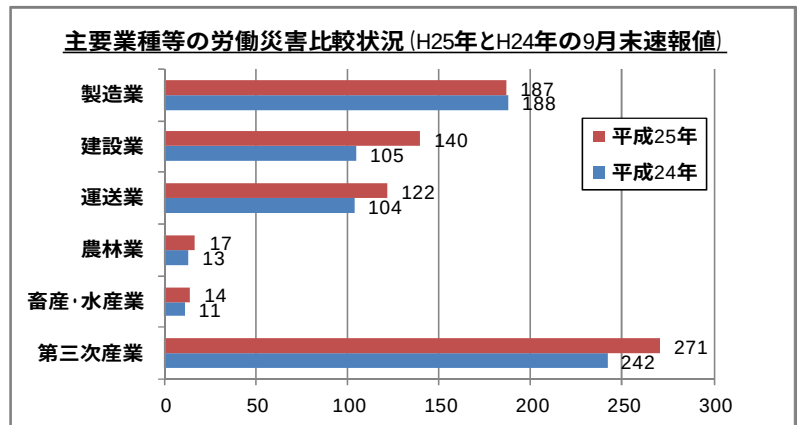
建設業：35 人増、33.3%増（死亡 1 人）

運送業：18 人増、17.3%増

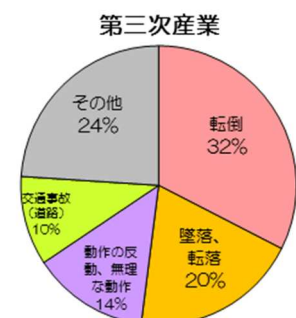
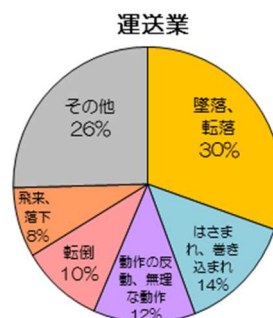
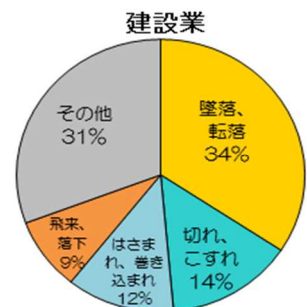
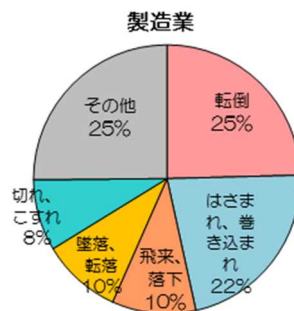
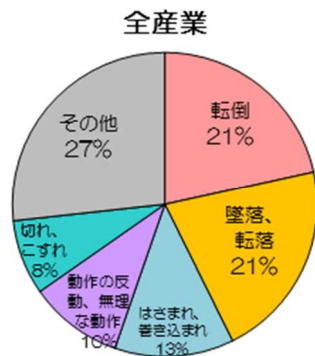
三次産業：29 人増、12.0%増(死亡 1 人)

うち、社会福祉施設：18 人増、58.1%増

うち、飲食店：12 人増、92.3%増



3 災害の特徴



各業種とも、従来型の災害で発生

- ・安全衛生管理のしくみの構築！
- ・安全衛生教育（雇入時、職長）の徹底！
- ・自主的安全衛生活動の活性化！

4 経験年数別労働災害発生状況（平成 25 年 9 月末現在速報値）

- 経験年数が 1 年以内の者による災害の割合が 28.3%を占める。

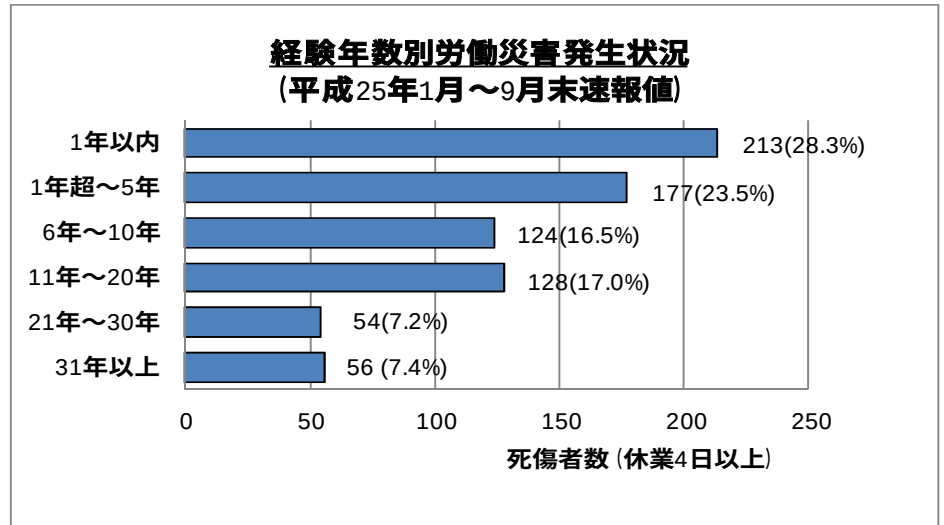


雇入れ時の安全衛生教育の徹底！

- 経験年数が 1 年を超え 10 年以内の者の占める割合は 40%を占める。



段階的な節目教育の実施！

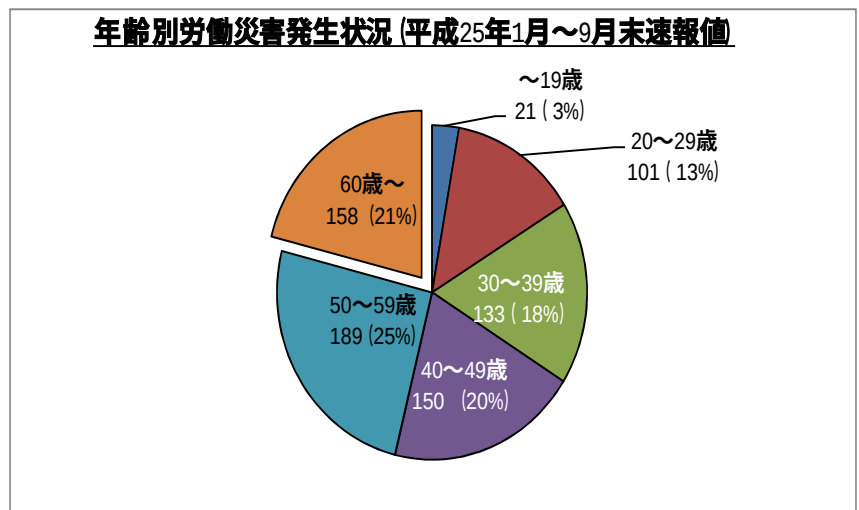


5 年齢別労働災害発生状況（平成 25 年 9 月末現在速報値）

- 60 歳以上の労働者による災害は、全体の災害に占める割合が、21%を占める。
- 60 歳以上の労働者による災害は、11 次防期間中（H20 年～H24 年）が 885 人と、10 次防期間中（H15 年～H19 年）に比べて、259 人（41.4%）増加。



高齢労働者に配慮した安全衛生対策！

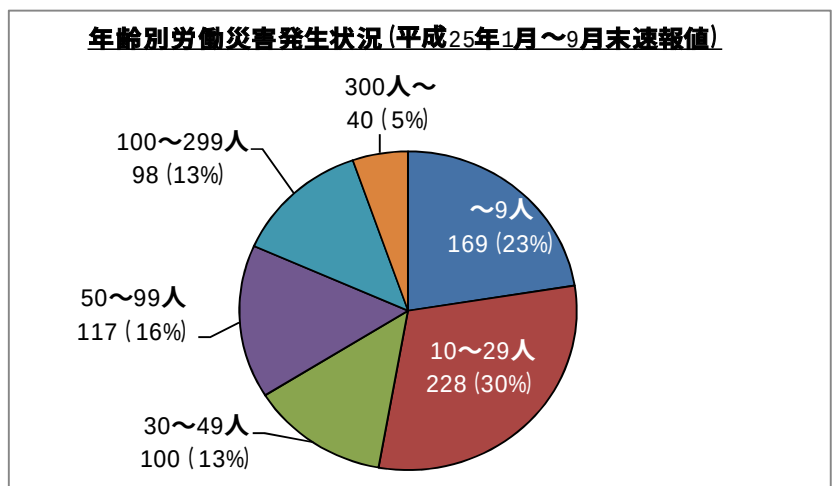


6 事業場規模別労働災害発生状況（平成 25 年 9 月末現在速報値）

労働者数 50 人未満の規模での災害が、全体の約 2／3 を占める。



- ・ 小規模事業場における安全衛生管理体制の構築
- ・ 安全衛生管理に関する指導、援助



ストップ・ザ・労働災害！！

9月末現在で、前年同期比+88人(+13.3%)と急増！

県内の労働災害による死傷者数は、平成25年9月末現在752人(うち死亡者4人)で、前年同期比で**+88人**、率にして**+13.3%増加**しています。本年は第12次労働災害防止計画のスタートの年であり、年間の死傷者数を970人以下に減少させることを大きな目標に取り組んでいます。このままではその達成が困難な状況にあります。

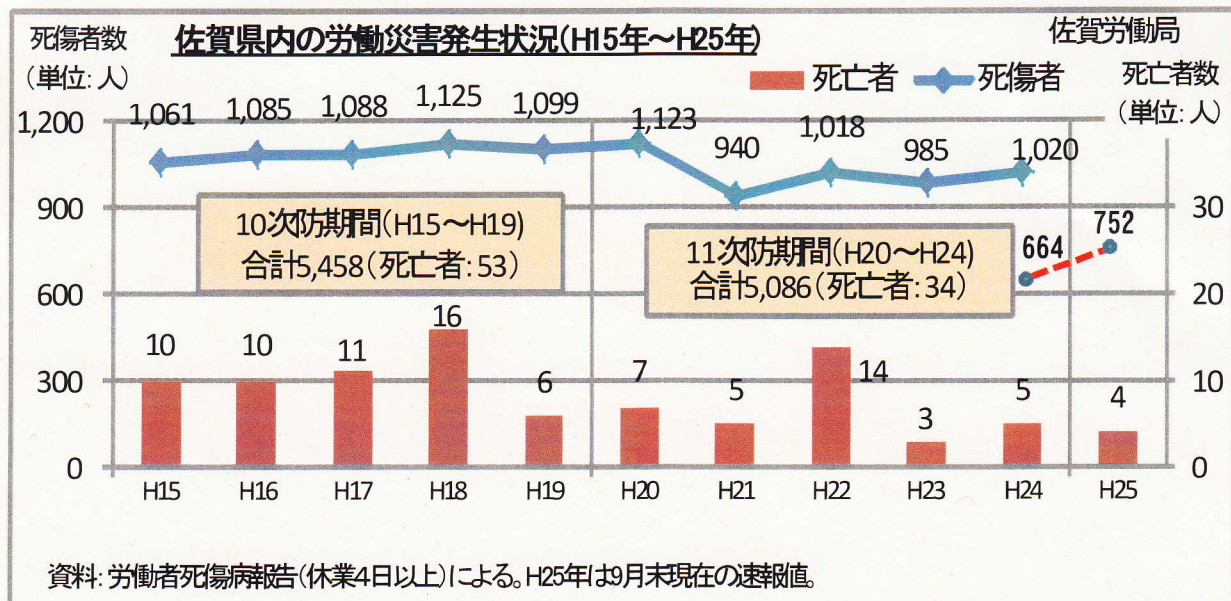
労働災害は本来あってはならないものです。言うまでもなく、労働災害の防止は、日頃から職場の一人ひとり取り組まなければならない重要な課題です。

「安全第一」の考えを基本に労働災害防止活動を積極的に推進されますようお願いいたします。



主な活動として

- 経営トップによる安全衛生方針の決意表明と職場巡視
- リスクアセスメント実施によるリスク低減措置の徹底
- 安全ミーティング、KY(危険予知)活動、ヒヤリハット活動、4S(整理・整頓・清掃・清潔)活動などの自主的活動の推進
- 雇入れ時教育・計画的な安全衛生教育の充実



佐賀労働局 労働基準部 健康安全課

安全衛生自主点検

※該当しない項目はチェックする必要はありません。

- 1 経営トップによる安全衛生方針の決意表明をしていますか？ ☐いる ☐いない
- 2 安全衛生計画を策定していますか？ ☐いる ☐いない
策定に当たっては、経営トップ自ら安全衛生方針を示していますか？ ☐いる ☐いない
安全衛生教育が計画に含まれていますか？ ☐いる ☐いない
- 3 常時労働者を50人以上使用する事業場について
安全管理者、衛生管理者、産業医を選任していますか？ ☐いる ☐いない
安全・衛生管理者は、毎日作業場を巡視し、必要な改善を行っていますか？ ☐いる ☐いない
安全・衛生委員会は毎月開催していますか？ ☐いる ☐いない
(安全管理者は、業種(令3条)また、安全委員会は、業種や規模(令8条)によって違いがあります。)
- 4 安全衛生管理規定や安全衛生委員会規定を策定していますか？ ☐いる ☐いない
規定を労働者に周知していますか？ ☐いる ☐いない
- 5 常時労働者を10人以上50人未満使用する事業について
安全・衛生推進者を選任していますか？ ☐いる ☐いない
- 6 機械装置や保護具等について責任者により定期的に点検を行っていますか？ ☐いる ☐いない
点検結果により、装置等の必要な改善等を行っていますか？ ☐いる ☐いない
- 7 作業手順書の策定・見直し等を行っていますか？ ☐いる ☐いない
- 8 労働者への雇入れ時教育や安全衛生教育を実施していますか？ ☐いる ☐いない
- 9 就業制限に係る業務には、免許所持者や技能講習修了者を就かせていますか？ ☐いる ☐いない
- 10 リスクアセスメント、チームミーティング、KY(危険予知)活動、ヒヤリハット活動、
職場の整理・整頓・清潔・清掃(4S)等を実施していますか？ ☐いる ☐いない
- 11 労働者に対し雇入れ時健康診断や定期健康診断を実施していますか？ ☐いる ☐いない
- 12 メンタルヘルス対策に取り組んでいますか？ ☐いる ☐いない

※ 自主点検ご苦労様でした。未実施等改善を要する項目については、早期の改善をお願いします。

労働災害発生状況 (平成25年1月～9月末)

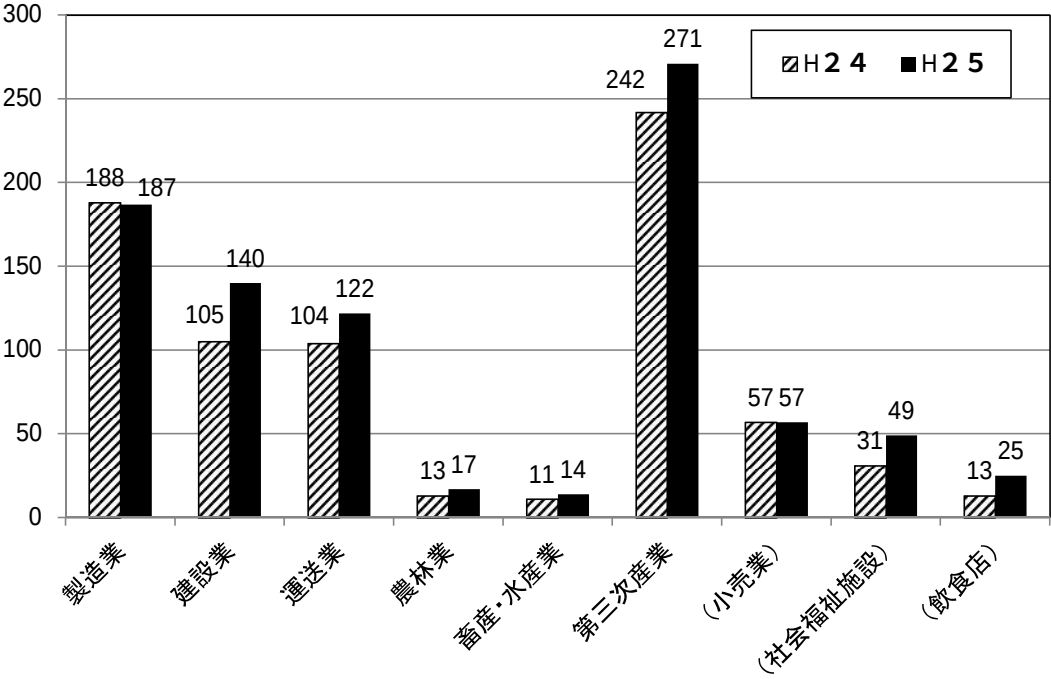
平成25年10月8日集計速報値
(単位:人) 佐賀労働局

業 種	平成25年		前年同期		増減数		増 減 率 (死傷者)
	死傷者	死亡者	死傷者	死亡者		死亡者	
製 造 業	187	2	188		-1	2	-0.5%
鉱 業	1		1				0.0%
建 設 業	140	1	105	2	35	-1	33.3%
運 送 業	122		104	1	18	-1	17.3%
運輸交通業	112		97	1	15	-1	15.5%
貨物取扱業	10		7		3		42.9%
農 林 業	17		13		4		30.8%
畜 産 ・ 水 産 業	14		11		3		27.3%
第 三 次 産 業	271	1	242		29	1	12.0%
小 売 業	57		57				0.0%
社会福祉施設	49		31		18		58.1%
飲 食 店	25		13		12		92.3%
合 計	752	4	664	3	88	1	13.3%

(注) 労働者死傷病報告 (休業4日以上) による。業種区分及び業務上外が未確定のものを含む。

主要業種の平成25年と平成24年の比較グラフ (9月末現在速報値での比較)

死傷者数 (人)



資料：労働者死傷病報告 (休業4日以上)。

佐賀県内における死亡労働災害の概要

【平成25年】

平成25年10月18日現在

番号	業種	管轄署	発生日時刻	被災者年齢	事故の型	起因物	発生状況
1	商業	佐賀	H25.2.20 5時30分頃	男 50	交通事故	動力運搬機	軽トラックで会社から仕事先に向かう途中、道路の左側にあった電柱に衝突した。
2	建設業	佐賀	H25.8.7 15時頃	男 52	墜落・転落	仮設物、建築物、構築物等	砂防ダム工事現場において、堰堤の上で測量作業中、堰堤から約7m下のコンクリート地面に墜落した。
3	製造業	唐津	H25.9.18 19時頃	男 48	有害物等との接触	環境等	工場内の污水处理施設に設置されている汚水タンク内にて、作業員2名が汚水面に浮いているのを発見された。
4	製造業	唐津		男 68			

※表中の業種、業務上外等については、未確定のものも記載している。

【平成24年】

【確定版】

番号	業種	管轄署	発生日時刻	被災者年齢	事故の型	起因物	発生状況
1	運輸交通業	佐賀	H24.3.2 21時30分頃	男 59	はさまれ・巻き込まれ	動力運搬機	荷積先敷地内で、トラックと乗用車に挟まれた状態で発見された。
2	建設業	佐賀	H24.7.10 11時30分頃	男 28	墜落・転落	建設機械等	高所作業車を使用して天井のダクト取り付け作業中、約10m下のコンクリート床面に墜落した。（4日後に死亡）
3	建設業	唐津	H24.8.6 16時頃	男 52	交通事故	動力運搬機	交差点で信号待ちしていた軽トラックにタンクローリーが追突し、軽トラックの運転手が全身を打ち死亡した。
4	商業	佐賀	H24.10.16 4時30分頃	女 68	交通事故	乗物	新聞配達中、国道を横断していたところ、バイクにはねられた。（1週間後に死亡）
5	運輸交通業	唐津	H24.10.27 3時頃	男 51	その他	その他の起因物	タクシーを運転し繁華街を走行中、歩行者2名とトラブルになり暴行を受けた。（1週間後に死亡）

平成25年 業種別・署別労働災害発生状況（9月末累計）

佐賀労働局

業種	署	佐賀署			唐津署			武雄署			伊万里署			当年計			前年同期計			対前年 同期 増減数	対前年 同期 増減率
		死亡	休業	計	死亡	休業	計	死亡	休業	計	死亡	休業	計	死亡	休業	計	死亡	休業	計		
01 食料品製造		51	51	2	13	15		15	15		5	5	2	84	86		81	81	5	6.2%	
02 繊維工業		1	1											1	1				1	—	
03 衣服その他の繊維								1	1					1	1		5	5	-4	-80.0%	
04 木材・木製品		1	1					1	1		1	1		3	3		6	6	-3	-50.0%	
05 家具・装備品		5	5								2	2		7	7		6	6	1	16.7%	
06 パルプ等		6	6											6	6		3	3	3	100.0%	
07 印刷・製本		1	1					1	1		1	1		3	3		1	1	2	200.0%	
08 化学工業		10	10		2	2		2	2		1	1		15	15		9	9	6	66.7%	
09 窯業土石		8	8					2	2		1	1		11	11		14	14	-3	-21.4%	
10 鉄鋼業		1	1					2	2					3	3		3	3			
11 非鉄金属		1	1											1	1		1	1			
12 金属製品		8	8		2	2		4	4					14	14		17	17	-3	-17.6%	
13 一般機械器具		3	3		2	2		2	2					7	7		11	11	-4	-36.4%	
14 電気機械器具		4	4		1	1		1	1		1	1		7	7		2	2	5	250.0%	
15 輸送機械製造		3	3					1	1		3	3		7	7		17	17	-10	-58.8%	
16 電気・ガス		2	2					1	1					3	3		1	1	2	200.0%	
17 その他の製造		3	3		1	1		7	7		1	1		12	12		11	11	1	9.1%	
01 製造業		108	108	2	21	23		40	40		16	16	2	185	187		188	188	-1	-0.5%	
02 土石採取業								1	1					1	1		1	1			
02 鉱業								1	1					1	1		1	1			
01 土木工事	1	21	22		8	8		10	10		5	5	1	44	45		28	28	17	60.7%	
02 建築工事		37	37		7	7		19	19		9	9		72	72		53	53	19	35.8%	
03 その他の建設		17	17		4	4		1	1		1	1		23	23		22	24	-1	-4.2%	
03 建設業	1	75	76		19	19		30	30		15	15	1	139	140	2	103	105	35	33.3%	
01 鉄道等					1	1								1	1		1	1			
02 道路旅客		3	3		1	1					1	1		5	5		6	6	-1	-16.7%	
03 道路貨物運送		75	75		6	6		17	17		8	8		106	106	1	88	89	17	19.1%	
04 その他の運輸交通																	1	1	-1	-100.0%	
04 運輸交通業		78	78		8	8		17	17		9	9		112	112	1	96	97	15	15.5%	
01 陸上貨物		9	9											9	9		6	6	3	50.0%	
02 港湾運送業											1	1		1	1		1	1			
05 貨物取扱		9	9								1	1		10	10		7	7	3	42.9%	
01 農業		3	3		2	2					1	1		6	6		3	3	3	100.0%	
02 林業		5	5		2	2		2	2		2	2		11	11		10	10	1	10.0%	
06 農林業		8	8		4	4		2	2		3	3		17	17		13	13	4	30.8%	
01 畜産業		7	7		1	1		2	2					10	10		8	8	2	25.0%	
02 水産業		3	3		1	1								4	4		3	3	1	33.3%	
07 畜産・水産業		10	10		2	2		2	2					14	14		11	11	3	27.3%	
01 卸売業		9	9		2	2		5	5					16	16		8	8	8	100.0%	
02 小売業	1	28	29		6	6		21	21		1	1	1	56	57		57	57			
03 理美容業		1	1											1	1		1	1			
04 その他の商業		6	6											6	6		9	9	-3	-33.3%	
08 商業	1	44	45		8	8		26	26		1	1	1	79	80		75	75	5	6.7%	
01 金融業		4	4		2	2		3	3					9	9		8	8	1	12.5%	
02 広告・あっせん		1	1											1	1		1	1			
09 金融広告業		5	5		2	2		3	3					10	10		9	9	1	11.1%	
01 映画・演劇業																				—	
10 映画・演劇業																				—	
01 通信業		1	1					4	4		2	2		7	7		7	7			
11 通信業		1	1					4	4		2	2		7	7		7	7			
01 教育研究		4	4					1	1					5	5		3	3	2	66.7%	
12 教育研究		4	4					1	1					5	5		3	3	2	66.7%	
01 医療保健業		9	9		3	3		6	6		2	2		20	20		20	20			
02 社会福祉施設		29	29		9	9		6	6		5	5		49	49		31	31	18	58.1%	
03 その他の保健衛生					1	1								1	1		4	4	-3	-75.0%	
13 保健衛生業		38	38		13	13		12	12		7	7		70	70		55	55	15	27.3%	
01 旅館業		4	4		1	1		5	5					10	10		19	19	-9	-47.4%	
02 飲食店		16	16		5	5		3	3		1	1		25	25		13	13	12	92.3%	
03 その他の接客		7	7		2	2		4	4		2	2		15	15		12	12	3	25.0%	
14 接客娯楽		27	27		8	8		12	12		3	3		50	50		44	44	6	13.6%	
01 清掃・と畜		24	24		2	2		1	1		1	1		28	28		21	21	7	33.3%	
15 清掃・と畜		24	24		2	2		1	1		1	1		28	28		21	21	7	33.3%	
01 官公署		1	1											1	1		3	3	-2	-66.7%	
16 官公署		1	1											1	1		3	3	-2	-66.7%	
01 派遣業																	1	1	-1	-100.0%	
02 その他の事業		9	9		4	4		5	5		2	2		20	20		24	24	-4	-16.7%	
17 その他の事業		9	9		4	4		5	5		2	2		20	20		25	25	-5	-20.0%	
合 計		2	441	443	2	91	93		156	156		60	60	4	748	752	3	661	664	88	13.3%
前年同期計		2	382	384	1	88	89		115	115		76	76	3	661	664					
対前年増減数			59			4			41			-16			88						
対前年増減率			15.4%			4.5%			35.7%			-21.1%			13.3%						

佐賀労働局

第12次労働災害防止計画

— 誰もが安心して健康に働ける職場環境を目指して —

計画のねらい

人の生命と健康はかけがえのないものであり、どのような社会、経済であっても、働くことで生命が脅かされたり、健康が損なわれたりすることは、本来あってはならない。労働災害を減少させるため、行政、労働災害防止団体、労働者を雇用する事業者、作業を行う労働者等が連携し合い、協働して労働災害防止に取り組むことにより、誰もが安心して働ける職場環境を実現する。

計画取組期間

平成25年4月1日～平成30年3月31日

計画の主な目標

■ 労働災害による死亡者の数：△35%

(計画期間5ヶ年の総件数比較)

■ 労働災害による死傷者の数：△15%

(平成24年と比較して平成29年までに減少させる単年比較)

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省

佐賀労働局
各労働基準監督署

(ホームページ <http://saga-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/>)

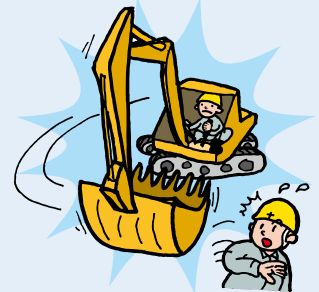
第12次労働災害

1 重篤度の高い労働災害を減少させるための重点業種対策

建設業対策

死亡者数
目標 ▲35%

- 足場、はしご、屋根等様々な場所からの墜落・転落災害防止対策を推進
- 建設機械等による災害防止対策を推進
- 建設現場の統括安全衛生管理を徹底
- 関係請負人まで安全衛生経費が確実に渡るよう発注者に要請



林業対策

死亡者数
目標 ▲60%

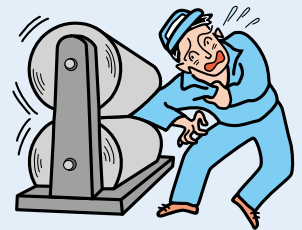
- 伐木、造材作業における作業開始前の打合せ、作業中の合図、安全確認などの基本作業を徹底



製造業対策

機械による死傷災害
目標 ▲20%

- 機械設備の本質安全化(機械そのものを安全にすること)により、機械によるはさまれ・巻き込まれ災害を防止
- リスクアセスメントを推進



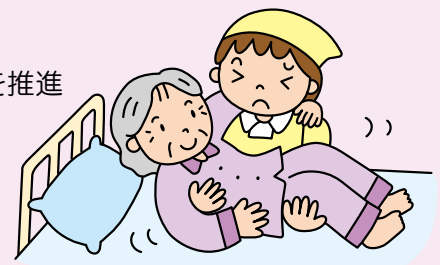
2 労働災害件数を減少させるための重点業種対策

第三次産業

《小売業》
死傷者数
目標 ▲20%

《社会福祉施設》
死傷者数
目標 ▲10%

- 安全管理者等の選任と職務を徹底
- 自主的安全衛生活動を推進
- 介護施設における腰痛、転倒防止対策を推進



道路貨物運送業

死傷者数
目標 ▲20%

- 荷役作業中の労働災害防止を徹底
- 荷主等への取組としてモデル運送契約書を普及促進



(注)死傷者数の目標は、平成24年と比較して、平成29年までに減少させる単年比較に対し、死亡者数の目標は5ヶ年の総数比較とする。

防止計画の内容

3 健康確保・職業性疾病対策

メンタルヘルス対策

- 取組方法が分からない事業場への支援・強化
- 「こころの健康づくり実行宣言事業所登録」の奨励



過重労働対策

- 健康診断の結果と事後措置などの健康管理を徹底
- 長時間労働者に対する医師の面接指導を徹底



定期健康診断の 有所見者、治療を 要する人への対応

- 有所見者の産業医による意見聴取に基づく措置の徹底
- 治療を受けながら就労する人を支援



職業性疾病対策

- ・化学物質健康障害防止
- ・石綿健康障害防止
- ・粉じん障害防止
- ・原子力施設対策
- ・熱中症予防
- ・受動喫煙防止

- 化学物質の安全データシート(SDS)に基づく対策徹底
- 建設物解体等作業における石綿ばく露防止対策推進
- 重点業種に対する粉じん障害防止対策の徹底
- 東電第一原発事故を教訓とした被ばく管理の徹底
- WBGT(暑さ指数)を活用した対策の徹底
- 受動喫煙防止対策助成金制度の周知、利用促進



業種横断的な取組

- ・リスクアセスメントの普及促進
- ・高年齢労働者対策

- 中小企業に対するリスクアセスメントの普及促進
- 段差の解消、手すりの設置などの環境改善、身体機能の低下予防運動の促進



労働災害防止の 支援体制等

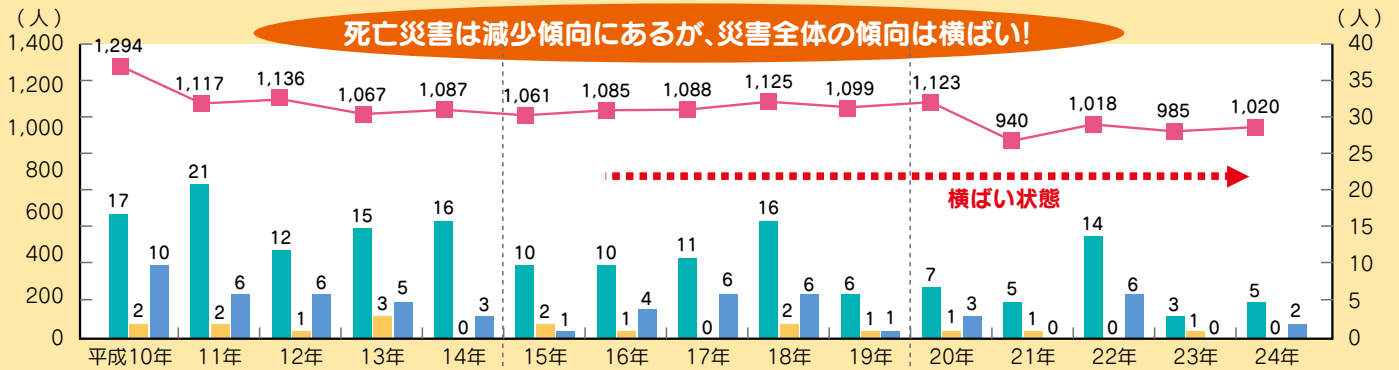
- 安全衛生支援事業の活用促進
- 労働災害防止団体、産業保健支援機関等への援助・活用
- 安全衛生情報の提供



安全衛生基本資料

労働災害の推移

全産業死亡者数(右目盛) 製造業死亡者数(右目盛)
建設業死亡者数(右目盛) 死傷者数(左目盛)



第9次労働災害防止計画

死亡者数 81人
死傷者数 5,701人

第10次労働災害防止計画

死亡者数 53人
死傷者数 5,458人

第11次労働災害防止計画

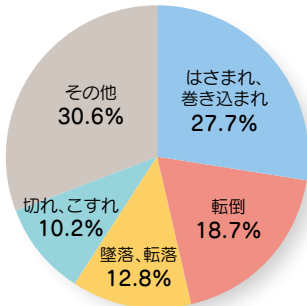
死亡者数 34人
死傷者数 5,086人

死亡者数: △35.8%
死傷者数: △6.8%

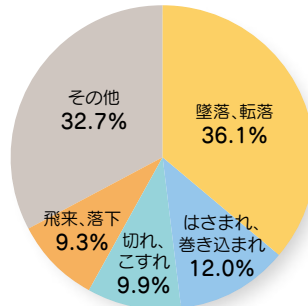
資料出所: 厚生労働省「労働者死傷病報告(休業4日以上)」

製造業は『はさまれ、巻き込まれ』、建設業・道路貨物運送業は『墜落、転落』、第三次産業は『転倒』、又は『動作の反動、無理な動作』の災害が多い!

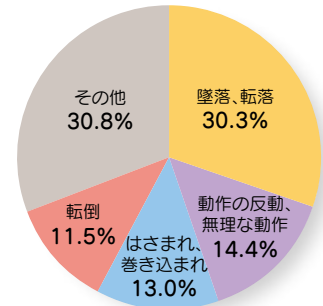
製造業



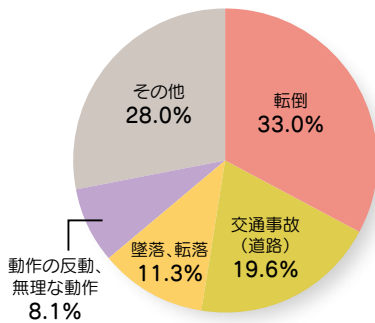
建設業



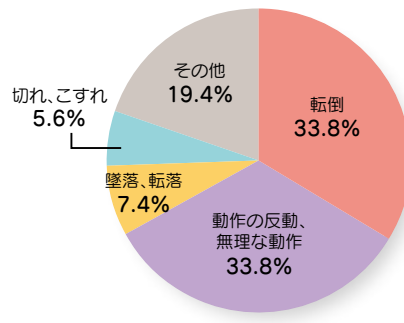
道路貨物運送業



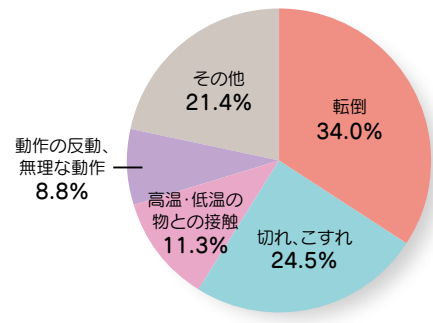
小売業



社会福祉施設



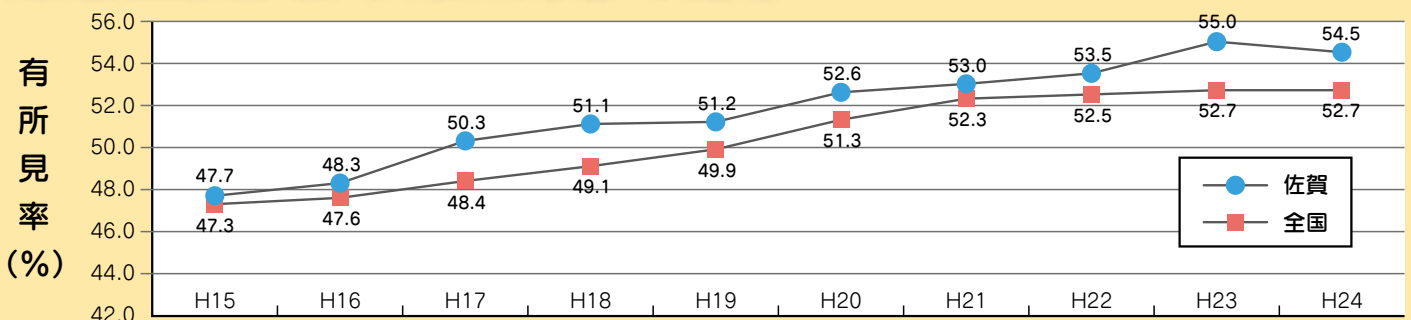
飲食店



(注) この円グラフは、第11次労働災害防止期間中の統計である。

定期健康診断の有所見者の推移

平成24年は減少したが、依然全国平均より高い!



第12次労働災害防止計画(佐賀局版)のお問い合わせ先: 佐賀労働局健康安全課(0952・32・7176)

労働災害防止のために

～ 労働者の安全と健康の確保は事業者の責務です ～

労働災害の発生件数は、事業者を始めとする関係者の熱心な取組により、年々減少傾向にありますが、今なお全国で50万人もの労働者が被災されています。

特に、労働者数50人未満の小規模事業場では、より規模の大きい事業場に比べて労働災害の発生率が高くなっています。

小規模事業場では、対策を実施する上で人材、費用等が課題になることがあります、一方、全員が一丸となって取り組むことができます。労働者が安全で健康的に働けるよう、工夫をこらしながら、対策を実施していくことが求められます。



このリーフレットは、労働者数が50人未満の事業場における労働災害防止対策を紹介したものです。この内容を参考に、新たな労働災害防止対策に取り組みましょう。

※ パート、アルバイト等の就業形態の区別なく、全ての労働者を対象として労働災害防止対策を行うことが必要です。

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署



このリーフレットに関するご質問等につきましては、以下のホームページをご覧になるか、最寄りの都道府県労働局、労働基準監督署へお問い合わせください。

URL: <http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzeneisei.html>

I 労働安全衛生関係法令の遵守

労働災害防止の基本は労働安全衛生関係の法令を守り、法令に従った措置を採ることです。労働安全衛生関係法令の概要を説明します。

1 危険防止のための措置

○ 機械設備を用いた作業を行う場合

→ 機械の動作範囲に身体の一部が入らないようにするため、**柵**や**覆い**などを設けなければなりません。

○ 火災、爆発の危険性のある物を取り扱う場合

→ **換気**を行う、**火気を使用しない**などの措置を採らなければなりません。

2 健康管理の措置

事業者は、労働者に対して年に1回、**定期健康診断**を実施しなければなりません。また、労働者を有害な業務に就かせる場合には、6月以内に1回、**特殊健康診断**を実施しなければなりません。

3 安全衛生管理体制の整備

① 安全衛生推進者又は衛生推進者の選任

労働者数10人以上50人未満の事業場では、**安全衛生推進者**又は**衛生推進者**を選任し、危険防止措置、教育、健康診断などの安全衛生の業務を担当させなければなりません。

② 作業主任者の選任

プレス機械や**木材加工用機械**による作業など危険又は有害な作業を行う場合には、**作業主任者**を選任し、労働者の指揮、機械設備の点検等を行わせる必要があります。

③ 労働者の意見の聴取

労働者の意見を聞きながら安全衛生対策を進めましょう。



4 安全衛生教育の実施

労働者を雇い入れたときなどには安全衛生のための教育を行わなければなりません。

(教育の内容)

- ・ 機械、原材料、保護具等の取扱方法
- ・ 作業手順
- ・ 事故時における応急措置

※ 小型ボイラーの取扱い作業など危険又は有害な業務に就かせる場合には、当該業務に関する**特別の教育**を行わなければなりません。

Ⅱ 自主的な安全衛生活動の取組

安全な作業を定着させるためには、全員が災害防止の活動に取り組むようにし、危険に対する認識、安全意識を高めることが重要です。

このような活動をいくつか紹介します。

1 ヒヤリ・ハット活動

作業中ヒヤリとした、ハットしたが幸い災害にはならなかったという事例を報告・提案する制度を設け、災害が発生する前に対策を打とうというのがヒヤリ・ハット活動です。



(ヒヤリ・ハット事例)

○ ヒヤリ・ハットの状況

商品の仕分け作業庫で商品を運搬中、床が散水により濡れていたため転びそうになった。



○ 対策

- ・ 床面に散水したときは、すぐに拭き取る。
- ・ 商品を運ぶときは台車を使用する。

2 危険予知活動(KY活動)

危険予知活動は、作業前に現場や作業に潜む危険要因とそれにより発生する災害について話し合い、作業者の危険に対する意識を高めて災害を防止しようというものです。作業の状況を描いたイラストシートなどを用いて行う方法などもあります。



○ 作業の状況

はしごに上り、住宅外壁の塗装作業を行っています。



どのような危険が潜んでいるでしょうか？

- ・ 手を伸ばさなければ届かない箇所に塗装しようとした際にバランスを崩し、はしごとともに倒れる。
- ・ 塗装用具を持ち替えようとした際にバランスを崩し、はしごから落ちる。
- ・ はしごから下りようとした時に、地面に置いてあるペンキの缶につまずいて転ぶ。

3 安全当番制度

職場の安全パトロール員や安全ミーティングの進行役を、当番制で全労働者に担当させるのが安全当番制度で、労働者の安全意識を高めるのに有効な方法です。

以上のほか、安全提案制度、4S(整理、整頓、清潔、清掃)活動、職場安全ミーティングなどさまざまな工夫がされています。事業場の実態に即して、ふさわしいものに取り組みましょう。

Ⅲ リスクアセスメント及びその結果に基づく措置の取組

リスクアセスメントとは、作業に伴う危険性又は有害性を洗い出し、リスク(負傷又は疾病の重篤度と発生可能性を組み合わせたもの)を評価するもので、リスクの大きなものを優先して対策を講じることにより、確実に、効果的に災害を防止できます。

リスクアセスメント及びその結果に基づく措置の実施の手順は以下のとおりです。

- ① 労働者の就業に係る危険性又は有害性の特定
- ② 特定された危険性又は有害性ごとのリスクの見積り
- ③ 見積りに基づくリスクを低減するための優先度の設定
- ④ リスク低減措置の検討及び実施
- ⑤ リスクアセスメントとリスク低減措置の記録

リスクアセスメントの実施に当たっては、以下の表をご活用ください。

① 作業名 (機械・設備)	② 危険性又は有害性 と発生のおそれのある 災害(※)	③ リスクの見積り			④ リスク低減措置案	⑤ 措置実施後のリ スクの見積り		
		災害の 重篤度	発生 可能性	優先 度 (リスク)		災害の 重篤度	発生 可能性	優先 度 (リスク)
(記載例) 台車による運 搬作業	重量物を過大積載し、 運搬中に操作が出来 ず荷崩れを起こすなど して打撲する。	△	×	Ⅲ	① 台車に積載可能重量を表示 する ② 遵守事項を貼付する ③ 運搬経路を決める	△	△	Ⅱ

災害の重篤度 ×: 致命的・重大(死亡災害や休業1月以上の災害)、△: 中程度(休業1月未満の災害)、○: 軽度(かすり傷程度)

発生の可能性 ×: 高い又は比較的高い (毎日危険性又は有害性に接近するもの／かなり注意しても災害につながるもの)
△: 可能性がある (修理等の作業で危険性又は有害性に時々接近するもの)
○: ほとんどない (危険性又は有害性に接近することは滅多にないもの)



災害の重篤度と発生の可能性との
組み合わせからリスクを見積もります。

		災害の重篤度		
		致命的・重大 ×	中程度 △	軽度 ○
発生の可能性	高い又は比較的高い ×	Ⅲ	Ⅲ	Ⅱ
	可能性がある △	Ⅲ	Ⅱ	Ⅰ
	ほとんどない ○	Ⅱ	Ⅰ	Ⅰ

リスクの
程度

リスクの程度 Ⅲ: 直ちに解決すべき、又は重大なリスクがある
Ⅱ: 速やかにリスク低減措置を講ずべきリスクがある
Ⅰ: 必要に応じてリスク低減措置を実施すべきリスクがある